

薬食発 0531 第 3 号  
平成 25 年 5 月 31 日

各都道府県知事 殿

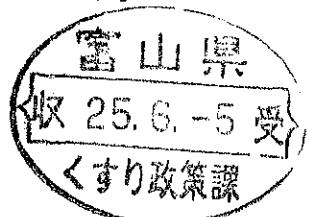
厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

### 第十六改正日本薬局方の一部改正等について

日本薬局方については、「日本薬局方の全部を改正する件」(平成 23 年厚生労働省告示第 65 号) をもって、第十六改正日本薬局方（以下「薬局方」という。）が告示され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されているところです。

今般、「日本薬局方の一部を改正する件」(平成 25 年厚生労働省告示第 190 号) が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、同日から施行されることとなりましたので、下記の事項を御了知の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮をお願いします。

記



#### 第 1 薬局方の一部改正の要点等について

日本薬局方、欧州薬局方及び米国薬局方の三薬局方での国際調和に関連した事項について、別紙 1 のとおり改正を行うものであり、その内容は以下のとおりである。

##### 1. 一般試験法の改正

###### (1) 6.02 製剤均一性試験法

含量均一性試験法に「半固体製剤」の記載を追加し、製剤均一性試験を適用する製剤を明確にする改正を行ったこと。また、「目標含量 T」の定義を明確にする改正を行ったこと。

###### (2) 9.22 標準液、9.43 ろ紙、ろ過フィルター、試験紙、るつぼ等

医薬品各条「ゼラチン」の改正に伴い、関連する標準液等を追加する改正を行ったこと。

##### 2. 医薬品各条の改正

###### (1) ゼラチン

基原、性状、確認試験、純度試験及び乾燥減量の項の改正を行い、純度試験の項の目に、「鉄、クロム、亜鉛、過酸化物、二酸化イオウ」を追加し、「異臭及

び不溶物、亜硫酸塩、水銀」の削除を行ったこと。また、ゼリー強度（ブルーム値）、pH、導電率、微生物限度の項を追加、強熱残分の項の削除を行ったこと。

## 第2 参考情報の改正について

- (1) G9. その他 第十六改正日本薬局方における国際調和について、別紙2のとおり改正を行ったこと。

## 第3 経過措置期間について

本改正に伴い、平成26年11月30日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うよう指導すること。また、薬事法第50条（直接の容器等の記載事項）、第55条（販売、授与等の禁止）及び第56条（販売、製造等の禁止）に抵触することがないよう、遅滞なく本改正で定める基準に改めさせること。



一般試験法の部 9.22 標準液の項に次を追加する。

過酸化水素標準原液 過酸化水素(30)に水を加え、1 mL中に過酸化水素(H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>: 34.01) 0.30 gを含むように調製する。この調製した液1 mLを正確に量り、水を加えて正確に10 mLとする。この液1 mLを正確に量り、水10 mL及び希硫酸10 mLを入れたフラスコに加え、0.02 mol/L過マンガン酸カリウム液で滴定(2.50)する。ただし、滴定の終点は液の色が僅かに紅色になる点とする。同様の方法で空試験を行い、補正する。

$$0.02 \text{ mol/L} \text{ 過マンガン酸カリウム液 } 1 \text{ mL} = 1.701 \text{ mg H}_2\text{O}_2$$

過酸化水素標準液 過酸化水素標準原液10 mLを正確に量り、水を加えて正確に100 mLとする。用時製する。この液1 mLは過酸化水素(H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>: 34.01) 30 mgを含む。

クロム標準液、原子吸光光度用 二クロム酸カリウム(標準試薬) 0.283 gを正確に量り、水に溶かし、正確に1000 mLとする。この液1 mLはクロム(Cr) 0.10 mgを含む。

原子吸光光度用クロム標準液 クロム標準液、原子吸光光度用を見よ。

原子吸光光度用鉄標準液(2) 鉄標準液(2)、原子吸光光度用を見よ。

鉄標準液(2)、原子吸光光度用 鉄標準原液2 mLを正確に量り、水を加えて正確に250 mLとする。この液10 mLを正確に量り、水を加えて正確に100 mLとする。用時製する。この液1 mLは鉄(Fe) 8 µgを含む。

一般試験法の部 9.43 ろ紙、ろ過フィルター、試験紙、るつぼ等の項に次を追加する

過酸化水素濃度試験紙 過酸化水素濃度0 ~ 25 ppmの範囲で定量が可能であるように製造したもの。本品には標準比色表を添付する。





基準は $10^3$  CFU、総真菌数の許容基準は $10^2$  CFUである。また、大腸菌及びサルモネラを認めない。

#### 貯法

保存条件 热及び湿気を避けて保存する。

◆容器 気密容器◆

## 別紙2

### 参考情報 改正事項

参考情報 69. その他 第十六改正日本薬局方における国際調和に次を加える。

### 第十六改正日本薬局方における国際調和

調和年月：2012年11月(Corr. 1)

| 薬局方調和事項                    | 第十六改正日本薬局方（日本薬局方の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第190号）による改正） | 備考                            |
|----------------------------|--|-------------------------------|
| Gelatin (Gelling Grade)    | ゼラチン   |                               |
| Definition                 | 基原   | 日本薬局方では、酵素分解で製したものには基原に含まれない。 |
| Identification A           | 確認試験(1)  |                               |
| Identification B           | 確認試験(2)  |                               |
| pH                         | pH   |                               |
| Conductivity               | 導電率  |                               |
| Sulphur dioxide            | 純度試験(7)二酸化イオウ                                      |                               |
| Peroxides                  | 純度試験(6)過酸化物  |                               |
| Gel strength (Bloom value) | ゼリー強度（ブルーム値）                                       |                               |
| Iron                       | 純度試験(2)鉄   |                               |
| Chromium                   | 純度試験(3)クロム   |                               |
| Zinc                       | 純度試験(4)亜鉛  |                               |
| Loss on drying             | 乾燥減量   |                               |
| Microbial contamination    | 微生物限度  |                               |
| Storage                    | 貯法   |                               |
| Labelling                  | 基原   |                               |

同条次の項を次のように改める。

調和年月：2010年11月(Rev. 1)

|  |  |   |
|--|--|---|
| 薬局方調和事項  | 第十六改正日本薬局方（日本薬局方の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第190号）による改正） | 備考  |
| Uniformity of Dosage Units<br>(Introduction)   | 6.02 製剤均一性試験法<br>(前書き)                             | 日本薬局方独自記載事項：<br>液剤に関して補足説明<br>有効成分を含まない部分の補足説明  |
| Content uniformity   | 1. 含量均一性試験   |   |
| Solid dosage forms   | (i) 固形製剤   |   |
| Liquid or Semi-Solid dosage forms  | (ii) 液剤又は半固形製剤                                     |   |
| Calculation of acceptance value  | 1.1. 判定値の計算  |   |
| Mass variation   | 2. 質量偏差試験  | 日本薬局方独自記載事項：<br>有効成分濃度が均一であることを仮定   |
| Uncoated or film-coated tablets  | (i) 素錠又はフィルムコーティング錠                                |   |
| Hard capsules  | (ii) 硬カプセル剤  |   |
| Soft capsules  | (iii) 軟カプセル剤                                       |   |
| Solid dosage forms other than tablets and capsules   | (iv) 錠剤とカプセル剤以外の固形製剤                               |   |
| Liquid dosage forms  | (v) 液剤   | "in conditions of normal use. If necessary, compute the equivalent volume after determining the density." を削除 |
| Calculation of acceptance value  | 2.1. 判定値の計算  |   |
| Criteria   | 3. 判定基準  |   |
| Solid, Semi-Solid and Liquid dosage forms  | (i) 固形製剤、半固形製剤、及び液剤                                |   |
| Table 1 Application of content uniformity (CU) and mass variation (MV) test for dosage forms | 表 6.02-1 含量均一性試験及び質量偏差試験の各製剤への適用                   | 日本薬局方独自記載事項：<br>(分包品、凍結乾燥製剤等)、(完全に溶解した液)の補足説明の追記  |
| Table 2  | 表 6.02-2   |   |